# 地方行政サービス改革の取組状況等（平成30年4月1日現在）

| 自治体コード | 都道府県名 | 市区町村名 | 類似団体区分 |
|---|---|---|---|
| 442020 | 大分県 | 別府市 | 都市　Ⅲ－３ |

## (1)民間委託

| | 直営(※) | 今後の対応方針 【直営(※)を選択した団体のみ回答】 | 【参考】類似団体委託率 | 全国(市区町村分)委託率 |
|---|---|---|---|---|
| 本庁舎の清掃 | | | 100.0% | 99.7% |
| 本庁舎の夜間警備 | | | 97.2% | 98.6% |
| 案内・受付 | | | 100.0% | 91.2% |
| 電話交換 | | | 100.0% | 94.2% |
| 公用車運転 | | | 85.7% | 88.1% |
| し尿収集 | | | 91.7% | 97.9% |
| 一般ごみ収集 | | | 97.3% | 96.9% |
| 学校給食(調理) | ○ | 給食調理場の老朽化に伴い、建替を検討中。運営方針においてもあわせて検討する | 81.6% | 68.3% |
| 学校給食(運搬) | ○ | 給食調理場の老朽化に伴い、建替を検討中。運営方針においてもあわせて検討する | 97.0% | 91.2% |
| 学校用務員事務 | | | 45.5% | 35.1% |
| 水道メーター検針 | | | 100.0% | 99.1% |
| 道路維持補修・清掃等 | | | 100.0% | 96.9% |
| ホームヘルパー派遣 | | | 100.0% | 98.8% |
| 在宅配食サービス | | | 100.0% | 99.9% |
| 情報処理・庁内情報システム維持 | | | 100.0% | 99.5% |
| ホームページ作成・運営 | | | 100.0% | 97.7% |
| 調査・集計 | | | 91.4% | 96.2% |

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

## (2)指定管理者制度等の導入

| | 公の施設数 | 制度導入施設数 | 導入率 | 前年度以降、導入が進んでいない理由 | 自治体職員常駐施設数 | 自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方 | 【参考】類似団体委託率 | 全国(市区町村分)委託率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 体育館 | 7 | 2 | 28.6% | 指定管理制度を導入していない体育館は地区公民館と同じ敷地内にあり、生涯学習施設として運営されている公民館と一体的に管理されているため。 | 5 | 指定管理制度を導入していない体育館は地区公民館と同じ敷地内にあり、生涯学習施設として運営されている公民館と一体的に管理されており、地域住民が一部運営に携わっているため。 | 68.9% | 39.2% |
| 競技場（野球場、テニスコート等） | 10 | 9 | 90.0% | クレー射撃場の利用について、特殊競技であり、射撃場を有効利用するために県クレー射撃協会に長期独占使用の許可をしているため。 | 0 | | 78.9% | 46.9% |
| プール | 2 | 2 | 100.0% | | 0 | | 57.1% | 49.1% |
| 海水浴場 | 1 | 0 | 0.0% | 実質1ヶ月に満たない期間の開設であるため。 | 0 | | 0.0% | 13.2% |
| 宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等） | 0 | 0 | | | 0 | | 100.0% | 87.8% |
| 休養施設（公衆浴場、海・山の家等） | 17 | 14 | 82.4% | 使用料を徴収せず利用する施設であるため指定管理者制度になじまない。(3施設) | 0 | | 80.6% | 76.3% |
| キャンプ場等 | 0 | 0 | | | 0 | | 65.4% | 58.7% |
| 産業情報提供施設 | 1 | 0 | 0.0% | 竹細工の伝統技術の育成に取り組むとともに、竹産業の振興・発展を目指すための事業を行うため。 | 1 | 竹細工の伝統技術の育成に取り組むとともに、竹産業の振興・発展を目指すための事業を行うため。 | 80.0% | 74.1% |
| 展示場施設、見本市施設 | 0 | 0 | | | 0 | | 58.3% | 63.6% |
| 開放型研究施設等 | 0 | 0 | | | 0 | | 50.0% | 48.5% |
| 大規模公園 | 3 | 0 | 0.0% | 公園管理については、有料施設を持たず収益性に欠いている為、指定管理に適していない。（なお、公園内のコンベンション施設、運動施設は個別に条例により設置され指定管理を導入済み） | 1 | 公園内管理棟に、市民向けの「緑の相談所」及び各公園の整備を担当する「現場事務所」を設置。 | 68.9% | 41.7% |
| 公営住宅 | 34 | 6 | 17.6% | その他の施設は管理代行を行っているため。 | 0 | | 39.5% | 13.8% |
| 駐車場 | 3 | 2 | 66.7% | 収益性が乏しいため、指定管理には適していないと考えている。 | 0 | | 51.7% | 38.0% |
| 大規模霊園、斎場等 | 1 | 0 | 0.0% | 2市1町から構成される一部事務組合で管理運営しており秘密保持やサービスの低下を招かないために直営としている。 | 1 | 2市1町から構成される一部事務組合で管理運営しており秘密保持やサービスの低下を招かないために直営としている。 | 26.0% | 22.0% |
| 図書館 | 1 | 0 | 0.0% | 図書館は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 1 | 図書館は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 32.4% | 18.4% |
| 博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等） | 1 | 0 | 0.0% | 美術館は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 1 | 美術館は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 24.4% | 28.0% |
| 公民館、市民会館 | 9 | 0 | 0.0% | 公民館は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 9 | 公民館は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 29.9% | 22.2% |
| 文化会館 | 1 | 1 | 100.0% | | 0 | | 83.7% | 51.1% |
| 合宿所、研修所等（青少年の家を含む） | 1 | 0 | 0.0% | 青少年の家は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 1 | 青少年の家は社会教育法に定める機関であり、設置及び管理は市町村の事務とされている。また、学校教育や地域住民等との連携・家庭教育の向上などその貢献は重大であり、教育委員会が直営で運営するのが適当である。 | 30.8% | 48.2% |
| 特別養護老人ホーム | 0 | 0 | | | 0 | | 100.0% | 74.2% |
| 介護支援センター | 0 | 0 | | | 0 | | 31.3% | 50.5% |
| 福祉・保健センター | 0 | 0 | | | 0 | | 61.9% | 53.6% |
| 児童クラブ、学童館等 | 23 | 0 | 0.0% | 学校施設内又は学校敷地内にあり、管理に関する権限を包括的に委任する指定管理者制度にはなじまない。また、学校関係者、地域住民、保護者からなる運営委員会が運営主体であり自主運営的な性格が強いため。 | 0 | | 17.7% | 22.7% |

## (3)窓口業務

総合窓口の設置

| 設置状況 | 設置予定 | → | 予定時期 | 平成32年度末 |
|---|---|---|---|---|

窓口業務の民間委託

| 委託状況 | 委託予定 |
|---|---|

BPRの手法を用いた業務分析

| 取組状況 | ○ | → | 業務改革効果 | |
|---|---|---|---|---|

【参考】

| 類似団体 | | 全国(市区町村分) | |
|---|---|---|---|
| 設置率 | 委託率 | 実施率 | 委託率 |
| 21.1% | 57.9% | 11.9% | 22.4% |

## (4)庶務業務の集約化

| 実施状況 | 委託状況 |
|---|---|
| 実施予定無し | 委託予定無し |

→

| 対象部局 | | | | 対象業務 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 首長部局 | 企業局 | 教育委員会 | その他 | 給与 | 旅費 | 福利厚生 | 財務会計 |
| | | | | | | | |

【参考】

| 類似団体 | |
|---|---|
| 実施率 | 委託率 |
| 55.3% | 10.5% |
| 全国(市区町村分) | |
| 実施率 | 委託率 |
| 27.2% | 2.8% |

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

事務量の削減効果や費用対効果等の分析が不十分のため。

BPRの手法を用いた業務分析

| 取組状況 | | → | 業務改革効果 | |
|---|---|---|---|---|

## (5)自治体情報システムのクラウド化

| | | 類型 | 実施時期 | 自治体クラウドへの移行時期 |
|---|---|---|---|---|
| 実施済 | | 自治体クラウド | | |
| | | 単独クラウド | | |

| | | 類型 | 実施予定時期 |
|---|---|---|---|
| 実施予定 | ○ | 自治体クラウド | |
| | | 単独クラウド | 平成35年度 |

検討状況

| | |
|---|---|
| 検討中 | |

実施しない理由

| | |
|---|---|
| 未実施 | |

【参考】

| 実施率(類似団体) | |
|---|---|
| 自治体クラウド | 単独クラウド |
| 97.4% | 92.1% |
| 全国 | |
| 自治体クラウド | 単独クラウド |
| 23.6% | 38.3% |

## (6)公共施設等総合管理計画

| 策定済 | ○ | 策定予定 | | → | 策定予定時期 | |
|---|---|---|---|---|---|---|

【参考】

| 類似団体 | 全国(市区町村分) |
|---|---|
| 策定割合 | 策定割合 |
| 7.9% | 99.6% |

## (7)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況（一般会計等財務書類）

| 作成済 | ○ | 作成予定 | | → | 作成完了予定年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|

【参考】

| 類似団体 | 全国(市区町村分) |
|---|---|
| 作成割合 | 作成割合 |
| 28.9% | 82.8% |

（注1）統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

（注2）「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法（日々仕訳）により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体